

ストーカー加害者等に対する連絡の実施について

令和8年1月22日
警察本部長から
各部長・参事官
各所属長あて

この通達は、ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、被害者の安全確保をより確実なものとし、加害行為の再発防止のため、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく禁止命令等の措置を講じた加害者全員に対し、警察官が連絡を行い、加害者の近況等や被害者への執着の程度等を把握し、加害行為の再発防止及び再被害防止措置に係る支援の向上を図るために制定したもの